

助成金交付基準（令和2年5月20日 市民文化局長決裁）

現 行	改正後	備考
<p>2 審査における採点・助成金配分方法</p> <p>(1) 採点方法 全6項目×6点=36点満点/1人 ⇒ 36点×3人=108点満点)</p> <p>(2) 助成金配分方法 ①～③ （省略）</p> <p>（注） 上述の助成金配分方法における基準となる点（以下「基準点」という。）は、臨時審査部会委員3人によるが、団体役員に審査員が含まれる等の止むを得ない事由により、委員が審査を行うことができない場合、審査を行う委員の人数に比例した点数に変更し行う。</p>	<p>2 審査における採点・助成金配分方法</p> <p>(1) 採点方法 全6項目×6点=36点満点/1人 ⇒ 36点×5人=180点満点</p> <p>(2) 助成金配分方法 ①～③ （現行のとおり）</p> <p>（注） 上述の助成金配分方法における基準となる点（以下「基準点」という。）は、審査部会委員5人によるが、団体役員に審査員が含まれる等の止むを得ない事由により、委員が審査を行うことができない場合、審査を行う委員の人数に比例した点数に変更し行う。</p>	<p>臨時審査委員3名で行っていた審査を審査部会5名で行うことによる点数の改正</p> <p>臨時審査委員3名で行っていた審査を審査部会5名で行うことによる改正</p>